

令和4年度事業計画

(1) はじめに

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」は、その後幾度かの改正を経て、平成30年度に「障害福祉サービス等報酬改定」として大幅な改正が実施されました。

これに続き、昨年度は3年後の見直しとして、①障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行。地域生活の支援②相談支援の質の向上③効果的な就労支援④医療的ケア児への支援など障害児支援の推進⑤感染症等への対応力の強化などの課題に対応するとして、「障害福祉サービス等報酬改定」が行われました。

今年度は、改正後2年目の年となり、制度的には大きな改正はなく、平常通りの運営ができれば、財政的には安定して事業運営を継続していける見込みです。

しかしながら、長引くコロナ禍の中で、平常通りの事業運営が継続できるかどうか、きわめて不透明な現状であると言わざるをえません。

昨年度、本法人の事業所でも利用者、職員に新型コロナウイルスの感染者が発生し、事業の一部を閉所したり、職員が濃厚接触者となり、出勤停止を余儀なくされたりと、事業運営に少なからず影響がありました。

日常的に介護や介助を行うことが業務となる職員たちは、感染リスクを抱えたうえで、細心の注意を払いながら、人手不足の中でも、懸命に業務を続けている現状にあります。

今年度も、コロナ収束の見通しのない中で、いかに安定して事業を継続させていくのかが大きな課題となります。

政府は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)として、福祉・介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3%程度(月額9,000円相当)引き上げることを目的とする、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を決定しました。

このことを踏まえ、当法人においても、職員の処遇改善を図る観点から、全職員に対して、昨年度末の期末手当に一時金として支給したほか、今年度4月より職員給与のベースアップを実施するなど、引き続き職員の処遇改善を積極的に図っていくこととします。

また、事業運営の重要な事項として、今年度より作成が義務付けられた「業務継続計画(BCP計画)」の作成に取り組むほか、「虐待防止」に関しても、①従業者への虐待研修の実施②虐待防止委員会の設置と検討結果の周知徹底③虐待防止等のための責任者の設置の3点について、さらに強化徹底していくこととします。

平成28年の社会福祉法の改正において、社会福祉法人の公益性、非営利性を踏まえ、本来の役割を明確化するとして、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。

今般、社会的な問題とされている 2025 問題、8050 問題、コロナ禍により、さらに浮彫になっている生活困窮者の問題など、今後ますます多様化、深刻化するであろう地域の福祉課題に対して、宇治田原町行政、関係機関とも連携を図りながら、これらの諸課題に向き合い、社会福祉法人としての役割を果たしていく必要があります。

(2) 各事業部基本方針

法人事業組織を、本部事業、通所支援事業部、地域生活支援部に編成し、それぞれの事業部の充実を図り、幅広く地域の福祉課題に対応できる事業展開を目指します。

1) 法人本部

各事業部の会計、人事労務などの事務処理を統括するとともに、理事会、評議員会の運営及び監事の監査事務が円滑に進むよう努めます。

経理業務については、効率的なコスト管理、品質の高い財務諸表の作成、的確な経営判断が可能となる会計報告資料の作成をめざします。

今年度は、より本部機能の強化を図り、ガバナンス及びコンプライアンスのさらなる向上とともに、法人の社会的な信頼性の向上をめざします。

[具体的取組]

- ① 稟議決裁手続きの徹底・・・職務権限と責任の所在の明確化
- ② 予算管理の改善と適正化・・・計画的な予算執行
- ③ 月次報告の改善策の検討・・・課題の早期発見
- ④ 勤怠管理の徹底・・・内部統制の強化

2) 通所支援事業部

2019 年度に策定した中長期計画の第 2 期中期計画の始期として取り組みを進めます。

第 2 期中期計画の柱として、「就労支援事業の拡大」と「生活介護事業の充実」を掲げています。

(ア) 就労支援事業

昨年度目標としていた新作業場が確保できたことから、農業を中心とした幅広い事業展開を目指し、利用者工賃の向上をめざします。

(イ) 生活介護事業

重度、高齢の利用者グループ、自閉症スペクトラムの利用者グループ、また、作業能力の向上に取り組むグループと、それぞれの障害特性やニーズに合わせたグループ編成を昨年度に引き続き行うとともに、それぞれに特化した専門性の高い支援内容が実施できるよう努めます。

〈生活介護、就労継続支援 B 型（多機能型）の利用者数〉

事業種別	事業所名	在籍利用者数	定員
生活介護	障害福祉サービスセンター	33	26
就労継続支援 B 型	「うじたわら」	18	14

3) 地域生活支援部

(ア) 共同生活援助事業

障害のある人たちの暮らしの場として、安心して安全な生活環境を提供することを重視するとともに、その能力に応じて、生活能力が向上し、その人なりに主体的に生活できるような支援を目指します。

また、新型コロナウイルスの感染対策の徹底を図るとともに、緊急事態対応のマニュアル作りを行うとともに、緊急時対応の職員訓練を計画的に実施します。

(イ) 短期入所事業

各グループホームの短期入所を有効に活用するため、緊急の受け入れをもとより、通所利用者の自立訓練のための利用を促進します。

(ウ) 居宅介護事業

ホームヘルプサービス・移動支援・行動援護など、障害のある方々の余暇活動や社会生活活動の充実をめざし、質の高い支援を提供できるよう、従業者増員と研修強化に努めます。

(エ) 放課後等デイサービス・児童発達支援事業

地域の障害児童の健やかな発達を保障するため、専門性の高い放課後支援を実施するとともに、障害児童の地域での生活の向上に寄与できるよう、関係機関との連携を強化します。

(オ) 相談支援事業

宇治田原町の「地域自立支援協議会」に主体的、積極的に参画し、地域の関係機関のネットワークづくりに努めるとともに、障害児者の相談機関としての機能の充実に努めます。

また、利用者本人の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場にたったサービス等利用計画の作成に努めます。

(カ) 日中一時支援事業

通所利用者及び留守家庭の障害児童の放課後の一時預かり、及び保護者のレスパイトとして、通所支援事業部と一体的に実施します。

(3) その他の運営方針

1) 人事

各事業において必要な人員基準を確保するため、必要に応じて新規採用を行います。

また、職員の資質向上や職務意欲の向上が図れるよう、引き続き適切な人事評価制度の運用に努めます。

2) 職員研修

職員の職責・階層ごとの研修を計画的に実施し、職員の資質向上を図ります。

また、自主的な学習会の奨励や資格取得に対する助成などを行い、職員の支援能力や専門性の向上を図ります。

とりわけ、全職員を対象に、障害者支援の専門性を高めることを目標に、基礎的な学習を計画的に進めます。

3) 年間行事計画

新型コロナウイルスの感染状況を見極めながら、利用者の豊かな生活を保障するため、感染対策を徹底しながら、可能な範囲で行事を実施していきます。

4) 防災対策

自然災害、新型コロナウイルスの感染拡大など、防災、緊急対応などの必要性がますます高まっている現状にあることから、今年度中に BCP 計画の策定を行います。

また、日常的に、利用者、職員の防災意識を高めるため、避難訓練や防災に関する研修を定期的に実施します。

5) 施設管理

日々の設備点検、安全確認については、職員の職部分掌として営繕委員会を設置します。

また、空調設備の修繕については、資金の積み立てを計画的に実施します。

6) 利用者の健康管理

新型コロナウイルスの感染対策を継続的に取り組みます。

利用者の毎日の健康観察については、引き続き感染防止の観点から、検温、うがい、手指の消毒などを徹底して行うこととします。

日常的な健康管理については、月に一度嘱託契約医による訪問診療を引き続き実施し、年に一回健康診断（血液検査・エックス線など）を実施します。